〇田子町水源の森条例
平成十三年三月二十六日
条例第十号

（目的）
第一条　この条例は、水源の森の保全に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置等）
第二条　設置及び管理する水源の森の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称　田子町水源の森
位置　田子町大字遠瀬字遠瀬深山一番地
面積　四万九千五百三十七平方メートル

（保全の範囲）
第三条　水源の森の保全の範囲は次に掲げるとおりとする。
一　新田地区簡易水道事業水源地の湧水量及び水質の保全
二　水源の森の湧水量及び水質の保全
三　水源の森の立木の保全

（保全の方法）
第四条　水源の森の保全は次に掲げる方法で行うものとする。
一　枯損木の除去
二　立木の適時適切な枝打ち及び下刈り
三　適正立木密度を確保するための植栽又は伐採
2　水源の森の利用者への周知のため標識及び看板等を設置し、保全の促進を図るものとする。

（禁止行為）
第五条　水源の森の利用者は、森林内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。
一　たき火、タバコの投げ捨て等火災の原因となる行為
二　土石の採掘等地形を変える行為
三　樹木の採掘、伐採、枝の切り落とし等の行為
四　水質の悪化につながる行為

（利用の禁止又は制限）
第六条　町長は、水源の森の保全上必要と認める場合は、水源の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

（委任）
第七条　この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定める。

附則
この条例は、平成十三年四月一日から施行する。